

校長発総第48号  
昭和39年12月3日

各 部 課 長  
殿  
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

幹部宿舎に希望入居する者の取扱いについて（通達）

改正 平成12年4月1日防大総第399号 平成21年3月31日防大総第542号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 入居許可の基準

単身の幹部自衛官及びその他の職員の入居希望者で、特に学生の指導上必要と認めた場合。ただし、その他やむを得ない理由があると認められる者については、そのつど総務課長を経由して学校長の許可を得るものとする。

2 食事の有料支給

防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第6条第2号により入居者に対して食事を有料で支給する。

3 適用日

昭和39年6月9日から適用する。

4 その他

入居手続及び使用料等の細部については、総務部長の定めるところによる。